

		(4) 農林土木業の測量設計監督に関すること。 (5) 治山事業に関すること。 (6) 保安林に関すること。 (7) 造林及び特殊林産物の指導奨励並びに林政一般に関すること。 (8) 林業団体の育成指導に関すること。 (9) 狩猟及び鳥獣の捕獲及び飼養に関すること。 (10) 天ヶ瀬森林公園の維持管理に関すること。 (11) 林地開発に関すること。 (12) 森林の緑化推進に関すること。 (13) 森林病虫害防除対策に関すること。 (14) 農業用施設災害復旧事業に関すること。 (15) 伐採届の事務に関すること。 (16) 森林施業計画の事務に関すること。 (17) 巨椋池土地改良区管理の元農業用施設の整理方法の検討に関すること。
産業振興課	成長支援係	(1) 商工業の振興に関すること。 (2) 中小企業融資制度に関すること。 (3) 商工業団体に関すること。 (4) 大・中規模小売店対策に関すること。 (5) 計量器の定期検査に関すること。 (6) 産業会館に関すること。 (7) 商店街振興組合等の設立許可等に関すること。 (8) 技能功労表彰に関すること。 (9) 労働対策に関すること。 (10) 労働者福祉に関すること。 (11) 健康保険日雇特例被保険者事務に関すること。 (12) その他商工及び労政に関すること。 (13) 課の庶務に関すること。
	産業交流係	(1) 産業戦略に関すること。 (2) 新たな産業の振興に関すること。 (3) 企業誘致に関すること。 (4) 宇治市企業立地促進条例（平成14年宇治市条例第6号）に関すること。 (5) 産業振興センターに関すること。 (6) ベンチャー企業育成工場に関すること。 (7) 鉱区に関すること。 (8) その他産業の振興に関すること。
観光振興課	観光企画係	(1) 観光の振興に関すること。 (2) 観光の宣伝、紹介及び案内に関すること。 (3) 観光統計調査に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、観光振興に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
	地域観光係	(1) 観光行事に関すること。 (2) 観光施設の整備及び維持管理に関すること。 (3) 観光資源の保全に関すること。 (4) JR宇治駅前市民交流プラザに関すること。 (5) 前各号に附帯する事項に関すること。

文化スポーツ課	文化係	(1) 芸術及び文化の振興に関すること。 (2) 紫式部文学賞関連事務に関すること。 (3) 紫式部文学賞イベント実行委員会事務局に関すること。 (4) 宇治市少年少女合唱団に関すること。 (5) 市民交流ロビーコンサートに関すること。 (6) 宇治市文化センターに関すること。 (7) その他文化施策に関すること。
	スポーツ係	(1) スポーツ推進委員に関すること。 (2) スポーツの推進に関すること。 (3) スポーツ及びレクリエーションの団体に関すること。 (4) スポーツ施設の整備計画及び管理に関すること。 (5) その他市民のスポーツ及びレクリエーションに関すること。

別表第2人権環境部の部中「環境企画係」を

「地球温暖化対策係」に、「ごみ減量推進課」を
 「まち美化推進課」に改め、同表福祉こども部地域福祉課地域援

護係の項中第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 生活困窮者の自立支援に関すること。

別表第2福祉こども部生活支援課生活支援庶務係の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、同表福祉こども部保育支援課計画係の項に次の1号を加える。

(6) 小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。

別表第2福祉こども部保育支援課管理係の項に次の1号を加える。

(14) 小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。

別表第2福祉こども部保育支援課保育支援係の項に次の1号を加える。

(7) 小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。

別表第2建設部建設総務課管理係の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同部建設総務課明示係の項に次の2号を加える。

(3) 公共基準点の管理に関すること。

(4) 地籍調査に係る事業に関すること。

別表第2建設部雨水対策課の項中「雨水対策課」を

「治水対策課」に、同部雨水対策課計画係の項第4号中「及び」を「、設計及び」に改め、同部住宅課住宅係の項中第6号を削り、同部中

「」を

空き家対策室	空き家対策に関すること。
--------	--------------

空き家対策係	(1) 住宅施策に関する計画及び総合調整に関すること。 (2) 空き家対策に関すること。
--------	---

改める。

別表第2都市整備部の部公園緑地課緑化推進係の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 有料公園及び有料公園施設の管理運営に関すること。

別表第2都市整備部の部公園緑地課公園係の項第7号中「有料公園施設」を「有料公園及び有料公園施設」に改め、歴史まちづくり推進課の項を次のように改める。

歴史まちづくり推進課	文化財保護係	(1) 歴史まちづくりに関する講演会、研究会等の開催に関すること。 (2) 歴史的風致維持向上計画に関すること。 (3) お茶と宇治のまち歴史公園の整備に関すること。 (4) 宇治茶と歴史・文化のかおるまちづくりに関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
	景観係	(1) 景観法（平成16年法律第110号）及び宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例に基づく景観の形成に関すること。 (2) 屋外広告物に関すること。 (3) 風致地区に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第9号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則（令和2年宇治市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「」を「」に、

2級106号給

3級54号給

面接相談員	1級28号給
精神保健福祉士	1級36号給

面接相談員	1級28号給
健康管理支援員	1級50号給
精神保健福祉士	1級36号給

専門員	2級46号給
-----	--------

電話交換業務嘱託員	1級29号給
-----------	--------

専門員	2級46号給
簡易郵便局事務員	1級1号給
電話交換業務嘱託員	1級29号給

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第10号

宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則

宇治市文書等管理規則（平成10年宇治市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(10) 文書管理システム 電子計算機を利用して文書等の收受、起案、決裁、保存、廃棄等の事務処理及び文書等に係る情報の総合的な管理を行う情報処理システムをいう。

(11) システム文書 文書等のうち、文書管理システムによる情報処理の用に供するため、文書管理システムに記録された電磁的記録をいう。

第4条第1項中「、総務部長」を「、総務・市民協働部長」に改める。

第5条第1項中「、総務部総務課長」を「、総務・市民協働部総務課長（以下「総務課長」という。）」に改める。

第9条第1項中「、総務部総務課」を「、総務・市民協働部総務課」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」を「総務課長」に改める。

第14条中「（以下「起案文書」という）」を「及び文書管理システムにより起案し、システム文書として処理した文書（以下「起案文書」と総称する）」に改める。

第15条第2項に次のただし書を加える。

ただし、文書管理システムにより受理し、システム文書として処理した文書については、この限りでない。

第20条ただし書中「、帳票管理」を「、文書管理システムにより起案し、システム文書として処理した文書及び帳票管理」に改める。

第23条第4号を次のように改める。

(4) 起案者は、決裁が終了したときは、施行の手続を行う。この場合において、起案者は、起案用紙を用いた起案にあつては決裁が終了した年月日を当該起案用紙に記入し、文書管理システムにより起案し、システム文書として処理した文書にあつては当該年月日を文書管理システムに記録するものとする。

第28条中「、当該文書」を「、システム文書にあつては文書管理システムに機密の取扱いを要する旨を記録して回付し、システム文書以外の文書にあつては当該文書」に改める。

第33条第1号中「政策経営部政策総務課（以下「政策総務課」を「政策企画部財政課（以下「財政課」に改め、同条第2号中「政策総務課」を「総務課」に改める。

第34条第1項中「、政策総務課」を「、財政課」に改め、同条第2項前段中「政策総務課」を「財政課」に改める。

第35条中「政策総務課」を「総務課」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第11号

宇治市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市情報公開条例施行規則（平成17年宇治市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第12号

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例施行規則（令和2年宇治市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第17条中「にひろば」を「（以下「指定管理者」という。）にひろば」に、「市長」を「宇治市長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第9条第1項の規定により同項に規定する利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における前2条及び別記様式の規定の適用については、第15条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「条例第6条」とあるのは「条例第9条第4項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条各号列記以外の部分中「条例第7条ただし書」とあるのは「条例第9条第5項ただし書」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第1号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別記様式第2号中「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば使用料減免申請書」とあるのは「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば利用料金減免申請書」と、「宇治市長」とあるのは「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

別記様式第2号中「、印」、「@」及び「宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例第6条の規定による」を削り、

「午前」を「午前」に改める。

～ 時 分 から 時 分 まで

午後 「 午後 」

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第13号

宇治市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市文化会館条例施行規則（昭和59年宇治市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

2 条例第15条第1項の規定により同項に規定する利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における前3条及び別記様式の規定の適用については、第13条の見出し及び同条中「附属設備使用料」とあるのは「附属設備利用料金」と、第14条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「条例第7条」とあるのは「条例第15条第4項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、前条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項各号列記以外の部分中「条例第8条ただし書」とあるのは「条例第15条第5項ただし書」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「宇治市文化会館使用料返還申請書」とあるのは「宇治市文化会館利用料金返還申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別記様式第5号中「宇治市文化会館使用料返還申請書」とあるのは「宇治市文化会館利用料金返還申請書」と、「宇治市長」とあるのは「宇治市文化会館指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

別表中「使用料（）」を「金額（）」に、「500W」を「500ワット」に、「1KW」を「1キロワット」に、「1.5KW」を「1.5キロワット」に、「2KW」を「2キロワット」に、

エフェクトマシン	1台	1, 320円	
マルチストロボ	1式	1, 430円	

エフェクトマシン	1台	1, 320円	
----------	----	---------	--

はね返りスピーカー	跳ね返りスピーカー
-----------	-----------

マイク昇降装置	1式	1, 100円	マイク別
吊りマイク装置	1式	550円	マイク別

吊りマイク装置	1式	550円	マイク別
---------	----	------	------

る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第14号

宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市都市公園条例施行規則（昭和40年宇治市規則第26号）

の一部を次のように改正する。

第1条の2中「に公園」を「（以下「指定管理者」という。）に公園」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第13条の2第1項の規定により同項に規定する利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における第3条の2第2項、第4条第7項、第12条、第13条、第19条、別表、別記様式第1号から別記様式第3号の2まで、別記様式第4号から別記様式第4号の4まで、別記様式第9号、別記様式第10号及び別記様式第18号の規定の適用は、第3条の2第2項、第4条第7項及び第12条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「条例第11条第2項」とあるのは「条例第13条の2第4項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「有料公園・有料公園施設使用料減免申請書」とあるのは「有料公園・有料公園施設利用料金減免申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第19条の見出し中「附属設備使用料」とあるのは「附属設備利用料金」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別記様式第1号から別記様式第3号の2まで、別記様式第4号から別記様式第4号の4まで、別記様式第9号及び別記様式第10号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別記様式第18号中「有料公園・有料公園施設使用料減免申請書」とあるのは「有料公園・有料公園施設利用料金減免申請書」と、「宇治市長」とあるのは「宇治市都市公園指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第5号から別記様式第8号までの規定中「あて」を「宛て」に、

「電話番号 — を「氏 名
氏 名 ④ 電話番号」
（押印は、本人署名の場合には不要です。）」
に改める。

別記様式第18号中「、印」、「④」及び「宇治市都市公園条例第11条第2項の規定による」を削り、「、宇治市都市公園条例施行規則第13条第1項の規定により次」を「、次」に、
「 午前 を「 午前 に改める。
～ 時 分 から 時 分まで
午後 」 午後 」

別記様式第20号中「 様」を「宛て」に改め、「④」を削り、「電話」を「電話番号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第15号

宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則の一部を改正する規則

宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則（平成11年宇治市規則第32号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「使用料」を「使用料及び利用料金」に改める。

第7条を第8条とし、第5条及び第6条を1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第5条 条例第13条第1項の規定により同項に規定する利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における第2条から前条まで、別表及び別記様式の規定の適用については、第2条の見出し中「附属設備使用料」とあるのは「附属設備利用料金」と、第3条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「条例第8条ただし書」とあるのは「条例第13条第5項ただし書」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「宇治市総合野外活動センター使用料返還申請書」とあるのは「宇治市総合野外活動センター利用料金返還申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「条例第7条」とあるのは「条例第13条第4項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「宇治市総合野外活動センター使用料減免申請書」とあるのは「宇治市総合野外活動センター利用料金減免申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別記様式第1号中「宇治市総合野外活動センター使用料返還申請書」とあるのは「宇治市総合野外活動センター利用料金返還申請書」と、「宇治市長」とあるのは「宇治市総合野外活動センター指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別記様式第2号中「宇治市総合野外活動センター使用料減免申請書」とあるのは「宇治市総合野外活動センター利用料金減免申請書」と、「宇治市長」とあるのは「宇治市総合野外活動センター指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

別記様式第1号中「宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則第3条第1項の規定により」を削り、「、同条第2項の規定により次」を「、次」に、「～ 年 月 日」を「から年 月 日まで」に改める。

別記様式第2号中「宇治市総合野外活動センター条例第7条の規定による」を削り、「、宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則第4条の規定により次」を「、次」に、「～ 年 月 日」を「から年 月 日まで」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第16号

宇治市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市企業立地促進条例施行規則（平成14年宇治市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第21条中「、産業地域振興部産業振興課」を「、産業観光部産業振興課」に改める。

附則第2項中「、平成34年3月31日」を「、令和9年3月31日」に改める。

別表第1第1項第3号中「同規模」を「市長が定める規模」に改め、同表第3項の表を次のように改める。

区分	要件
情報関連産業及び自然科学研究所に係る本店及び事業場又は先端産業に属する製	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 次のいずれにも該当すること。 ア 取得若しくは賃借をした用地の面積若しくは賃借をした建物の延べ床面積が500平方メートル以上又は投下固定資産額等が50,000,000円以上であること。

造業に係る本店	イ 地元新規雇用者数が1人以上であること。 (2) 次のいずれにも該当すること。 ア 取得又は賃借をした用地の面積が500平方メートル未満であること。 イ 取得又は賃借をした建物の延べ床面積が300平方メートル以上であること。 ウ 投下固定資産額等が50,000,000円未満であること。 エ。地元新規雇用者数が1人以上であること
先端産業に属する製造業に係る事業場又は先端産業に属しない製造業及びその他の産業で市長が特に認めるものに係る本店及び事業場	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 次のいずれにも該当すること。 ア 取得若しくは賃借をした用地の面積又は賃借をした建物の延べ床面積が500平方メートル以上であること。 イ 投下固定資産額等が100,000,000円以上又は地元新規雇用者数が1人以上であること。 (2) 次のいずれにも該当すること。 ア 取得又は賃借をした用地の面積が500平方メートル未満であること。 イ 取得又は賃借をした建物の延べ床面積が300平方メートル以上であること。 ウ 投下固定資産額等が100,000,000円以上又は地元新規雇用者数が1人以上であること。

別表第1第4項第1号中「賃借」を「賃借」に改め、同項第3号を削る。

別表第2事業場等設置助成金の項交付限度額の欄中「、先端産業」を「（取得又は賃借をした用地の面積が500平方メートル未満であり、かつ、取得又は賃借をした建物の延べ床面積が300平方メートル以上である場合（以下この表において「小規模の場合」という。）における当該事業場等については、5,000,000円）、先端産業」に、「10,000,000円」を「10,000,000円（小規模の場合における当該事業場等については、5,000,000円）」に改め、同表操業支援助成金の項交付額の欄中「固定資産税（）」を「事業場等の操業を開始した日以後最初の固定資産税（）」に改め、同項交付限度額の欄中「50,000,000円」を「50,000,000円（小規模の場合は、25,000,000円）」に改め、同表雇用創出助成金の項交付限度額の欄中「30,000,000円」を「30,000,000円（小規模の場合は、15,000,000円）」に改める。

別記様式第1号中「様」を「宛て」に改め、「@」を削り、「宇治市企業立地促進条例施行規則第4条の規定により、次」を「次」に、「」を「」に改める

㎡ 平方メートル

。

別記様式第3号中「様」を「宛て」に改め、「@」を削り、「宇治市企業立地促進条例施行規則第6条第1項の規定により、次」を「次」に改める。

別記様式第4号中「様」を「宛て」に改め、「@」を削り、「宇治市企業立地促進条例施行規則第8条第1項の規定により、次」を「次」に改める。

別記様式第5号中「様」を「宛て」に改め、「@」を削り、「宇治市企業立地促進条例施行規則第11条の規定により、次」を「次」に改める。

別記様式第7号中「様」を「宛て」に改め、「@」を削り、「宇治市企業立地促進条例施行規則第13条第1項の規定により、次」を「次」に改める。

別記様式第8号中「様」を「宛て」に改め、「@」を削り、「宇治市企業立地促進条例施行規則第14条の規定により、次」を「次」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規及び別表の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に宇治市企業立地促進条例（平成14年宇治市条例第6号）第3条第1項の規定による指定を受ける企業について適用し、同日前に当該指定を受けた企業については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市消防団規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第17号

宇治市消防団規則の一部を改正する規則

宇治市消防団規則（昭和27年宇治市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（出動報告）

第10条 消防団長及び消防副団長が宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年宇治市条例第23号）第13条第1項に規定する職務（次項において「職務」という。）に従事した場合は、消防団長が速やかに消防団員出動報告書（別記様式）により市長に報告しなければならない。

2 消防団員（消防団長及び消防副団長を除く。）が職務に従事した場合は、分団長が速やかに消防団員出動報告書に準じるものにより市長に報告しなければならない。

別表の次に次の様式を加える。

別記様式（第10条関係）

年 月 日

宇治市長宛て

宇治市消防団長

消防団員出動報告書

出 動 日 時	
出 動 区 分	
出 動 内 容	
出 動 場 所	
出 動 人 数	
出動した団員の氏名	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（宇治市消防団員出場に係る費用弁償に関する規則の廃止）

2 宇治市消防団員出場に係る費用弁償に関する規則（昭和42年宇治市規則第35号）は、廃止する。

（揭示済）



宇治市告示第35号

令和4年度一般廃棄物処理実施計画について

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年宇治市条例第10号）第10条第1項の規定により、令和4年度の宇治市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示します。

令和4年3月31日

宇治市長 松村 淳子

1 一般廃棄物の処理状況

種 類			量	
ごみ	家庭系ごみ	可燃ごみ	23,699	t/年
		不燃ごみ	6,519	t/年
	小 計		30,218	t/年
	事業系ごみ	可燃ごみ	10,081	t/年
		不燃ごみ	737	t/年
	小 計		10,818	t/年
	資源ごみ	容器包装廃棄物	4,885	t/年
		その他資源ごみ	7,267	t/年
	小 計		12,152	t/年
	計		53,188	t/年
し尿	し 尿		4,258	kl/年
	浄 化 槽 汚 泥		12,274	kl/年
	計		16,532	kl/年

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

区 分 種 類		収集運搬	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系ごみ	可燃ごみ	宇治市（直営・委託） 許可業者	城南衛生管理組合	焼却	城南衛生管理組合 大阪湾フェニックス	埋立
	不燃ごみ （スプレー缶を含む。）	宇治市（直営・委託） 許可業者	城南衛生管理組合	破碎・焼却	城南衛生管理組合 （一財）宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	埋立
	粗大ごみ	宇治市（直営） 排出者 許可業者	城南衛生管理組合	破碎・焼却	城南衛生管理組合 （一財）宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	埋立
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者 排出者	城南衛生管理組合	焼却	城南衛生管理組合 大阪湾フェニックス	埋立
	不燃ごみ	許可業者 排出者	城南衛生管理組合	破碎・焼却	城南衛生管理組合 （一財）宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	埋立
容器包装 廃棄物	缶 類	宇治市（直営・委託）	城南衛生管理組合 社会福祉施設	選別・保管	指定法人 民間業者	資源化
	びん類	宇治市（直営・委託）	城南衛生管理組合	選別・保管	指定法人 民間業者	資源化
	紙パック	宇治市（拠点回収）	社会福祉施設	保管	指定法人 民間業者	資源化
	ペットボトル	宇治市（直営・委託）	城南衛生管理組合	選別・保管	民間業者	資源化
	プラスチック製 容器包装	宇治市（直営）	城南衛生管理組合	選別・保管	指定法人 民間業者	資源化

資源 ご み	段ボール (古布類を含む。)	宇治市(直営・委託) 自治会等	宇治市	保管	民間業者	資源化
		宇治市(直営・委託) 自治会等	民間業者	選別・保管	民間業者	資源化
		宇治市(直営・委託) 自治会等	宇治市	保管	民間業者	資源化
	生ごみ	宇治市(直営・委託) 自治会等	民間業者	選別・保管	民間業者	資源化
		宇治市(直営・委託) 自治会等	民間業者	選別・保管	民間業者	資源化
		宇治市(直営・委託) 自治会等	民間業者	選別・保管	民間業者	資源化
	廃乾電池	宇治市(直営・委託)	城南衛生管理組合	保管	民間業者	資源化
	魚アラ	指定業者	京都市魚アラ中継施設	資源化(魚粉、魚油)	京都市魚アラ中継施設委託業者	売却
	せん 剪定枝	宇治市(直営) 排出者	城南衛生管理組合	資源化(チップ化物)	民間業者 市民	引渡し・配布
	廃家電製品	宇治市(直営・委託)	宇治市	保管	再資源化施設	資源化
			再資源化施設	選別・保管		
			家電製品協会指定引取場所	選別・保管		
	廃パソコン	宇治市(直営)	城南衛生管理組合 再資源化施設	選別・保管	再資源化施設	資源化
	廃食油	宇治市(拠点回収) 協力団体等	城南衛生管理組合	選別・保管	民間業者	資源化
	ペットボトル キャップ	宇治市(拠点回収)	城南衛生管理組合	選別・保管	再資源化施設	資源化
	蛍光管	宇治市(拠点回収)	城南衛生管理組合	選別・保管	再資源化施設	資源化
	小型家電	宇治市(拠点回収)	城南衛生管理組合	選別・保管	再資源化施設	資源化
	食品循環資源	許可業者	民間業者	資源化		

(2) し 尿

種 類	区 分	収集運搬	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し 尿		城南衛生管理組合 (委託)	城南衛生管理組合	八幡市公共 下水道排水	洛南浄化センター	凝集剤併用型 循環式硝化脱 窒法＋急速ろ 過、標準活性 汚泥法、凝集 剤併用型ステップ 流入式多段硝 化脱窒法＋急 速ろ過
浄化槽 汚 泥		許可業者		焼却	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	埋立

3 一般廃棄物の処理実施計画

(1) ごみ処理実施計画

(ア) 収集運搬計画

種 類	項 目		収 集 区 域 の 範 囲	収 集 回 数	収 集 の 方 法
	処理主体	処理主体			
家 庭 系 ご み	可 燃 ご み	宇 治 市 (直営・委託)	市 内 全 域	週 2 回	ステーション方式
		許可業者		随 時	戸 別 収 集
	不 燃 ご み (スプレー缶 を含む。)	宇 治 市 (委託)	市内全域(下記を除く。)	週 1 回	ステーション方式
		宇 治 市 (直営)	市内一部山間地域		
		許可業者	市 内 全 域	随 時	戸 別 収 集
	粗 大 ご み	宇 治 市 (直営)	市 内 全 域	随 時	戸 別 収 集
		排出者			自 己 搬 入
		許可業者			戸 別 収 集
事 業 系 ご み	可 燃 ご み	許可業者	市 内 全 域	随 時	戸 別 収 集
		排出者			自 己 搬 入
	不 燃 ご み	許可業者	市 内 全 域	随 時	戸 別 収 集
		排出者			自 己 搬 入

※ 資源ごみは、(イ)に記載

※ 宇治市ふれあい収集(ごみ収集福祉サービス)は、別に定める。

(イ) ごみの排出抑制・再資源化計画
排出抑制の方法

種 類		項 目	処理主体	排 出 抑 制 の 方 法
家 庭 系 ご み	可燃ごみ	宇治市(直営・委託) 許可業者	1 広報紙・ちらし(分別)・日程表などで分別・減量の啓発 2 古紙回収事業の推進 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 廃食油回収支援事業の推進 5 生ごみの水切り啓発 6 指定ごみ袋制の導入	
	不燃ごみ	宇治市(直営・委託) 許可業者	1 広報紙・ちらし(分別)・日程表などで分別・減量の啓発 2 容器包装廃棄物回収の推進 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 指定ごみ袋制の導入	
	粗大ごみ	宇治市 排出者 許可業者	1 広報紙・ちらし(分別)・日程表などで分別・減量の啓発 2 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進	
事 業 系 ご み	可燃ごみ	許可業者 排出者	1 広報等で分別・減量の啓発 2 減量、再資源化等の促進要請 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 透明袋導入による分別・減量の促進 5 収集車の展開検査による適正分別・収集の促進	
	不燃ごみ	許可業者 排出者		

再資源化の方法及び収集量

種 類		項 目	収集区域 の 範 囲	収集回数	方 法	収集量	搬 入 先
容 器 包 装 廃 棄 物	缶 類		市内全域	2回／月	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	349 t／年	城南衛生管理組合 社会福祉施設
	びん類		市内全域	1回／2週	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	1,064 t／年	城南衛生管理組合
	紙パック		市内全域（拠点）	1回／週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（62か所）	19 t／年	社会福祉施設
	ペットボトル		市内全域	1回／2週	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	536 t／年	城南衛生管理組合
	プラスチック製 容器包装		市内全域	1回／週	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	1,676 t／年	城南衛生管理組合
	段ボール		市内全域	おおむね1～2回／月	町内会による集団回収 町内会等未組織の場合は分別収集	1,241 t／年	古紙再生業者
小 計						4,885 t／年	
そ の 他 資 源 ご み	古紙類 （古布類を含む。）		市内全域	おおむね1～2回／月	町内会による集団回収 町内会等未組織の場合は分別収集	6,605 t／年	古紙再生業者
			市内全域（拠点）	随 時			市内公共施設に古布類の回収箱を設置して回収を行う（2か所）
	生ごみ				既存の生ごみ堆肥化容器等による	55 t／年	自 家 処 理
	廃乾電池		市内全域	2回／週	可燃ごみ収集時に分別収集	42 t／年	城南衛生管理組合
	魚アラ		市内全域	随 時	各業者等が京都市魚アラ中継施設に搬入	393 t／年	京都市魚アラ中継施設
	剪定枝		市内全域	随 時	各業者等が城南衛生管理組合に持ち込む	310 t／年	城南衛生管理組合
	廃家電製品		市内全域	随 時	不法投棄されたものを市が回収して家電製品協会指定引取場所へ持ち込む	3 t／年	指定引取場所
			市内全域	1回／週	各家庭から市に収集依頼されたものを家電製品協会指定引取場所へ持ち込む	8 t／年	指定引取場所
	廃パソコン		市内全域	随 時	不法投棄されたもの等を市が回収して城南衛生管理組合又は再資源化施設へ持ち込む	0 t／年	城南衛生管理組合 再資源化施設
	廃食油		市内全域（拠点）	1回／週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（11か所）	10,980 ㍔／年	再資源化施設
			当該地域	おおむね1～2回／月	「市に登録した市民の団体等」が廃食油を自主的活動で回収し、業者が集積所で回収	36,914 ㍔／年	再資源化施設
	ペットボトルキャップ		市内全域（拠点）	1回／週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（11か所）	2 t／年	城南衛生管理組合
	蛍光管		市内全域（拠点）	1回／週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（11か所）	2 t／年	城南衛生管理組合

小型家電	市内全域（拠点）	2回／週	小型家電リサイクル法に基づく分別収集で、市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（11か所）	9 t/年	城南衛生管理組合 再資源化施設
食品循環資源	市内全域	随 時	許可業者が食品リサイクル施設に搬入	146 t/年	再資源化施設
小 計（廃食油を除く。）				7,575 t/年	
合 計（廃食油を除く。）				12,460 t/年	

(ウ) ごみ処理フロー

家庭系

区 分 種 類	収 集 運 搬			中 間 処 理			
	処理主体	量	搬 入 先	処理主体及び施設	搬入者及び量	残 さ 量	処 分 方 法
可燃ごみ	宇治市 (直営・委託)	23,699t/年	城南衛生管理組合 クリーンパーク折居				
不燃ごみ	宇治市 (直営・委託)	6,532t/年 (スプレー缶 13t/年を含む。)	城南衛生管理組合 破碎 6,143t/年 直接埋立(→公社) 0t/年 城南衛生管理組合 市町搬入(三郷山) 13t/年 * 非飛散性アスベスト等 (一財) 宇治廃棄物処理公社 376t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山	宇治市委託業者 6,143t/年	可燃物 3,764t/年 アルミ選別残渣 954t/年 不燃物 718t/年 不純物 0t/年 プラスチック 276t/年 鉄 394t/年 アルミ 25t/年 処理困難物 12t/年 (計 6,143t/年)	埋立処分 1,948t/年 焼却処理 3,764t/年 売 却 431t/年 (計 6,143t/年)

中 間 処 理				最 終 処 分		
焼 却				埋 立 処 分		売却処分等
処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量	
城南衛生管理組合 クリーンパーク折居	宇治市 23,699t/年	2,576 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 2,576t/年	業者等 0t/年
				城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	
城南衛生管理組合 クリーンパーク折居 クリーン21長谷山	城南衛生管理組合 3,764t/年	474 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 473t/年	業者等 1t/年
				城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合・排出者 0t/年(アスベスト等を含む)	
				(一財) 宇治廃棄物処理公社	城南衛生管理組合委託(→一部三郷山) 1,949t/年 宇 治 市 委 託 376t/年	

事業系

区 分 種 類	収 集 運 搬			中 間 処 理			
	処理主体	量	搬 入 先	処理主体及び施設	搬入者及び量	残 さ 量	処 分 方 法
可燃ごみ	許可業者 排出者	9,935t/年	城南衛生管理組合 クリーン21長谷山 9,935t/年				
不燃ごみ	許可業者 排出者	737t/年	(一財) 宇治廃棄物処理公社 246t/年 城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 470t/年 グリーンヒル三郷山 21t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山	許可業者 排出者 470t/年	可燃物 289t/年 不燃物 55t/年 アルミ選別残渣 72t/年 プラスチック 21t/年 鉄 30t/年 アルミ 2t/年 処理困難物 1t/年 (計 470t/年)	埋立処分 148t/年 焼却処理 289t/年 売 却 33t/年 (計 470t/年)

中 間 処 理				最 終 処 分		
焼 却				埋 立 処 分		売却処分等
処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量	
城南衛生管理組合 クリーン21長谷山	許可業者 排出者 9,935t/年	1,260 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 1,259t/年	業者等 1t/年
				城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	

城南衛生管理組合 グリーンパーク折居 クリーン21長谷山	城南衛生管理組合 289t/年	36 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 36t/年	業者等 0t/年
				城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合 21t/年	
				(一財)宇治廃棄物処理公社	宇治市 246t/年	

容器包装廃棄物

種 類	区 分	収 集 運 搬		中 間 処 理 等					最終処分		
				選 別			保 管 等		売却処分	その他	
		処理主体	量	搬入先の内訳量	処理主体及び施設	搬入者及び量	分別基準適合物量	処理主体及び施設	分別基準適合物量		
缶 類	宇治市 (直営・委託)	349 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 256t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 256t/年	スチール 104 t/年 アルミ 130 t/年 (計 234 t/年)	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	スチール 104 t/年 アルミ 130 t/年 (計 234 t/年)	業 者 234 t/年		
			社会福祉施設 93t/年	社会福祉施設	宇治市 93t/年	スチール 41 t/年 アルミ 52 t/年 (計 93 t/年)	社会福祉施設	スチール 41 t/年 アルミ 52 t/年 (計 93 t/年)	業 者 93 t/年		
びん類	宇治市 (直営・委託)	1,064 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 1,064t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 1,064t/年	無色 226 t/年 茶色 198 t/年 その他 111 t/年 (計 535 t/年)	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	無色 226 t/年 茶色 198 t/年 その他 111 t/年 (計 535 t/年)	業 者 424 t/年	指定法人 111 t/年	
紙バック	宇治市 (直営)	19 t/年	社会福祉施設 19t/年				社会福祉施設	紙バック 19 t/年	業 者 19 t/年		
ペットボトル	宇治市 (直営・委託)	536 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 536t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 536t/年	ペットボトル 462 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	ペットボトル 462 t/年	業 者 462 t/年		
プラスチック製 容器包装	宇治市 (直営)	1,676 t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 1,676t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 1,676t/年	プラスチック製容器包装 1,241 t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 (ストックヤード)	プラスチック製容器包装 1,241 t/年		指定法人 1,241 t/年	
段ボール	宇治市 (直営・委託) ・自治会等 (集団回収)	1,241 t/年	宇治市(保管のみ) 古紙回収業者 1,241t/年	古紙再生業者	宇治市(保管のみ) 古紙回収業者 1,241t/年	段ボール製容器包装 1,241 t/年	宇治市古紙倉庫 再資源化施設	段ボール製容器包装 1,241 t/年	業 者 1,241 t/年		

* 分別基準適合物量：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量も含む。
* 中間処理の選別後、発生した残さについては破砕処理又は埋立処分を行う。

その他の主な資源ごみ

区 分 種 類	収 集 運 搬			中 間 処 理 等				最 終 処 分	
	処理主体	量	搬入先の内訳量	処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量
廃家電製品 (不法投棄)	宇治市 (直営)	3 t/年	家電製品協会 指定引取場所 3t/年	家電製品協会 指定引取場所	宇治市 3t/年		再利用	再資源化施設	
廃家電製品	宇治市 (直営)	8 t/年	家電製品協会 指定引取場所 8t/年	家電製品協会 指定引取場所	宇治市 8t/年		再利用	再資源化施設	
廃パソコン (不法投棄等)	宇治市 (直営)	0 t/年	城南衛生管理組合 再資源化施設 0t/年	再資源化施設	城南衛生管理組合 宇治市 0t/年		再利用	再資源化施設	
廃食油	宇治市(直営) 協力団体等	47,894 l/年	再資源化施設 47,894l/年	再資源化施設	業者 47,894l/年		再利用	再資源化施設	
ペットボトル キャップ	宇治市 (直営)	2 t/年	城南衛生管理組合 2t/年	再資源化施設	城南衛生管理組合 2t/年		再利用	再資源化施設	
蛍光管	宇治市 (直営)	2 t/年	城南衛生管理組合 2t/年	再資源化施設	城南衛生管理組合 2t/年		再利用	再資源化施設	
小型家電	宇治市 (直営)	9 t/年	再資源化施設 9t/年	再資源化施設	宇治市 城南衛生管理組合 9t/年		再利用	再資源化施設	
食品循環資源	許可業者	146 t/年	再資源化施設 146t/年	再資源化施設	許可業者 146t/年		再利用	再資源化施設	

(エ) 住民に対する広報・啓発活動

広報(発行頻度、内容等)

10回程度/年、分別排出方法、減量、リサイクル等

啓発活動

チラシの作成・配布

児童・幼児教育(収集車両、紙芝居等を利用)

看板設置

マスメディア(FMうじ等)による広報

宇治市ホームページによる広報

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る

分別排出等の啓発活動

出前講座